

かかりつけ医を持ちましょう！ 複数主治医制について 新型コロナウイルス感染症の世界的流行下で思うこと

地域医療連携室長
呼吸器内科・総合診療科・救急科 笠井 昭吾



【はじめに】

2020年、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、8月現在も続いており終息が見られていません。当院では万全の対策を講じ、手術・分娩・検査など通常診療を維持しつつ、救急病院として、発熱患者さんを含む救急搬送要請にも応えています。私自身、呼吸器内科医としての外来診療、総合診療科・救急科医として救急搬送患者さんの診療にも当たっています。そして地域医療連携室長として、かかりつけ医からの要請(診療依頼など)に迅速に対応出来るように取り組んでいます。

病院主治医・救急医・連携担当の立場から、現在のコロナ流行下で思うのは、かかりつけ医との連携、複数主治医制の重要性です。当院には国内最大規模の患者数を誇る大腸肛門病センターや炎症性腸疾患センターがあり、呼吸器内科では間質性肺炎など、各診療科に遠方から通院されている患者さんが多いであります。新宿区という場所柄、また電車などの交通手段を利用しての通院自体が感染のリスクとなりうるのではないか?、連携しているかかりつけ医がいたら診察と処方をお願い出来るのだけれども・・・、などと考えてしまいます。当院に通院されている皆さんはどういうふうにお感じでしょうか?

以下に、当院の地域医療連携への取り組みを紹介します。

【かかりつけ医とは】

かかりつけ医とは、日常的な診療や健康管理をしてくれる、地域の身近な診療所やクリニックの医師のことです。国(厚生労働省)は、それぞれの医療機関の機能に応じた医療が行われるよう、医療機関の役割分担・連携を進めています。

図:「地域で安心して療養するために~新宿区在宅医療・介護支援情報~ 2020」新宿区より引用



【複数主治医制について】

当院では、「かかりつけ医・在宅医」とそれぞれの機能や役割を分担し、協力・連携しながら、診療を行っています。日常の治療・健康管理は受診しやすい「身近な診療所(かかりつけ医・在宅医)」で行い、専門性の高い検査や、入院治療・手術などは「病院の医師」が診療を行うなど、診療所・病院の医師が連携しながら、継続的に医療を行うのが理想のかたちと考えています。

【かかりつけ医を持つことのメリット】

- ◆ 健康に関わるさまざまな問題(心身の不調や食生活のことなど)を相談できます。
- ◆ 入院や検査が必要な場合は、適切な病院・診療科を紹介してもらえます。
- ◆ また、必要なサービスや関係機関につなげてもらえます。
- ◆ 家族の健康状態も含めた相談ができます。
- ◆ 病状や病歴・健康状態や意向を把握しているので、もしもの時にも適切に対応してもらえます。

【当院の取り組み】連携登録医制度

- ◆ 地域医療機能推進機構 (JCHO : ジェイコー) の病院として、地域のかかりつけ医の先生方との連携(病診連携)に積極的に取り組んでいます。
- ◆ 連携登録医制度により、かかりつけ医・在宅医からの依頼に迅速に対応できるように努めています。
- ◆ 連携登録医数 : 305 の医療機関(2020 年 8 月現在)。

【おわりに】

当院では、今後、かかりつけ医との連携、複数主治医制に更に積極的に取り組んでいきます。すでにかかりつけ医がいる場合は、病院主治医などにその情報を伝え下さい。病院での診療内容をかかりつけ医に定期的にご報告することや、病状が安定している場合はかかりつけ医に定期診療をお任せすることも可能です。また、かかりつけ医がいない場合は、是非地元にかかりつけ医を持って下さい。病院主治医に相談いただければ、当院の連携登録医を中心にご紹介させていただきます。



総合医療相談センター長：橋本副院長

(1列目左より2番目)

以下 地域医療連携室スタッフ